

令和 6 年 3 月 19 日

お客様各位

トヨタモビリティ中京株式会社

「車両用クレベリン」に関するお詫びとお知らせ

平素より弊社の商品をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

この度、弊社が行いました車両メンテナンスサービスの一部である、車両用クレベリンの広告表示につきまして令和 6 年 3 月 13 日、消費者庁から、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)第 5 条第 1 号に違反するとして、景品表示法第 7 条第 1 項の規定に基づく措置命令を受けました。

弊社は、今回の措置命令を真摯に受け止め、法令遵守の徹底と、広告管理体制の一層の強化に努めてまいります。

お客様にはご心配・ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

なお、弊社といたしましては、消費者庁の調査に真摯に対応し、措置命令の対象となった表示内容については既に修正・削除しております。また、サプライヤの供給終了に伴い、令和 6 年 1 月 31 日付けにて当該商品の取り扱いを終了しておりますことを併せてお知らせいたします。

＜本件に関するお問い合わせ＞

☎0120-312-278 10:00～17:00 除く日曜・月曜・祝日